



令和3年6月10日

令和3年第4回高山市議会定例会 追加提出議案について

- ・報告案件 1件
- ・事件案件 1件
- ・予算案件 2件

- 計 4件

問 合 先	
担当課	総務部 総務課
課長	石腰 洋平
係名	法制・選挙係
担当係長	森本 明義
連絡先	電話（直通 0577-35-3133） （内線 2453）

令和3年第4回高山市議会定例会 追加提出議案の概要

報第11号 令和3年度高山市一般会計補正予算(第4号)の専決処分について (P1)

ひとり親世帯以外の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業を実施するために行った補正予算の専決処分について報告するもの

専決年月日 令和3年5月28日
補正額 80,000千円(補正後48,023,507千円 当初予算に対し0.9%増)
内容 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)の給付

議第62号 令和3年度高山市一般会計補正予算(第3号)の専決処分について (P8)

令和3年5月の大雨により被災した農業用施設、土木施設の災害復旧のために行った補正予算の専決処分について報告し、承認を求めるもの

専決年月日 令和3年5月22日
補正額 140,000千円(補正後47,943,507千円 当初予算に対し0.7%増)
内容 令和3年5月の大雨による被災箇所の災害復旧費
農地・農業用施設応急復旧(土砂撤去、測量・設計等) 60,000千円
道路・河川・橋りょう応急復旧(支障物撤去、測量・設計等) 80,000千円

議第63号 清見中学校屋内運動場長寿命化改修工事(建築)請負契約の締結について (P12)

清見中学校屋内運動場長寿命化改修工事(建築)請負契約を締結するもの

議第64号 令和3年度高山市一般会計補正予算(第5号) (別冊)

補正額 680,000千円(補正後48,703,507千円 当初予算に対し2.3%増)
内容 新型コロナウイルス感染症対策関係
新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費の増額 380,000千円
新型コロナウイルス対策事業継続応援給付金の給付 300,000千円

別紙①

別紙②



令和3年6月10日

新型コロナウイルスワクチン接種の促進について

市では、新型コロナウイルスワクチンの接種を希望する65歳以上の高齢者に対し、7月末までの接種を確実に進めるため、接種体制の充実を図ります。

1 概要

(1) 個別接種の促進 【1億4,900万円】

通常診療時間内及び時間外・休日における接種の促進

(2) 集団接種の促進 【2億3,100万円】

集団接種会場における時間の拡大、接種レーンの増設・体制強化

2 事業費

3億8,000万円

(参考) ※新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費

令和2年度2月 補正分(繰越) 4億6,000万円

令和3年度5月 補正分 2,200万円

6月 今回補正分 3億8,000万円

計 8億6,200万円

問 合 先	
担当課	市民保健部 健康推進課
課長	大川 誠
係名	健康政策係
係長	黒谷 渉
連絡先	電話(直通 0577-35-3160) (内線 2804)



令和3年6月10日

事業継続応援給付金支給制度の創設について

市では、岐阜県による「非常事態宣言」の発令や「まん延防止等重点措置区域」への指定に伴う人流の減少や人との接触機会の回避により、特に大きな影響を受けた市内事業者に対して「高山市事業継続応援給付金」を支給し、事業者の事業継続を応援します。

1 概要

岐阜県による「非常事態宣言」の発令（4月23日）や高山市の「まん延防止等重点措置区域」への指定（5月16日～6月20日）に伴う人流の減少や人との接触機会の回避により、市民や観光客など一般消費者に「対面販売・対面サービス」を行っている市内事業者及び当該事業者の商品・サービスの提供を行っている事業者は、売上高が減少するなど大きな影響を受けています。

こうした中、国の月次支援金が支給されるまでの対応として、県は独自の経済支援対策である一時支援金制度を創設しましたが、その対象者は、飲食店への営業時間の短縮や酒類提供の自粛などの要請により特に大きな影響を受ける事業者又は感染拡大により深刻な影響を受けている宿泊事業者に限定されています。

市では、こうした状況を踏まえ、特に大きな影響を受けているものの県独自の一時支援金による支援が行き届かない事業者に対して「高山市事業継続応援給付金」を支給し、市内事業者の事業継続を応援します。

2 支給対象者

令和3年6月1日時点において、高山市内に事業所等を有し、今後も継続する意思がある中小事業者で、次に該当するもの。ただし、岐阜県による「飲食店等に対する営業時間の短縮要請に係る協力金（第5弾）」及び県独自の「一時支援金」の対象者を除く。

売上要件	令和3年5月又は6月の月間売上高が、前年又は前々年の同月と比較し1割以上減少（※1）
業種等	以下の①又は②に該当する事業者（※2） ① 一般消費者に「対面販売・対面サービス」を行っている市内事業者 【例】小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、その他観光関連業など ② ①の事業者に対して経常的に商品・サービスの提供を行っている市内事業者 【例】卸売業、製造業、農業など

※1 売上高の月別比較が困難な場合などは、年間売上高の平均額との比較も可とする。なお、令和2年1月以降に設立・開業した事業者は、創業当初に計画していた事業収入に対して1割以上減少していること。

※2 公共法人、風営法上の性風俗関連特殊営業として届出義務のある者、政治団体、宗教法人は支給対象外

3 支給金額

1事業者あたり10万円（1回限り）

4 申請期間、支給時期

申請期間：令和3年7月上旬～令和3年9月30日

支給時期：随時

5 事業費

3億円（支給対象見込 2,950社）

問 合 先	
担当課	商工労働部 商工振興課
課長	畑尻 広昌
係名	商工振興係
係長	葛井 孝弘
連絡先	電話（直通 0577-35-3144） （内線 2213）